

随意契約結果一覧

所属(課名)

観光交流課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪駅観光情報センター案内等業務	2.4.1	一般社団法人松阪市観光協会	7,629,600	7,629,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。松阪市観光協会は松阪市の観光振興・物産振興を図ることを目的に設立された団体であり、多くの観光に関係する会員から構成されています。このことから、松阪市観光協会に観光情報センター窓口業務等を委託することにより、施設の設置目的を最も効果的に達成することが期待できる団体であることから契約を締結する。	有	
まつさか交流物産館接客等業務	2.4.1	一般社団法人松阪市観光協会	4,870,800	4,870,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。契約の目的の一つとして、松阪市観光協会が当該委託事業により販売収入の増加を図り、自主財源の確保に努め、補助金に依存する割合を改善し、団体として自立することを目指していることから同団体と契約する。	無	
おもてなし処「夢休庵」開設業務	2.4.1	ゆめの樹通り 花梨の会	508,200	508,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。観光客へのホスピタリティの向上と、商店街のにぎわいを取り戻すことを目的とすることから、競争入札には適さず、施設所有者と施設の賃貸借契約を締結している団体と随意契約により契約する。	無	
松阪市のキャンペーンおよび情報の発信20秒スポットCM+生レポート	2.4.1	三重エフエム放送株式会社	990,000	990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。当該広告は、ラジオキューブでの放送を行い、松阪市のイベント情報を発信することを目的とするため、放送会社である三重エフエム放送株式会社と契約をする。	無	
「観光三重」を活用したWebプロモーション	2.4.1	公益社団法人三重県観光連盟	992,200	992,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。三重県観光連盟公式サイト「観光三重HP」内へ松阪市紹介ページを掲載するものであるが、ウェブサイトへの広告掲載であり、特定の業者と契約しなければ契約の目的を達成できず、その性質または目的が競争入札に適さないため。	無	

豪商のまち松阪プロモーション業務委託	2.5.15	豪商のまち松阪プロモーション実行委員会	9,350,000	9,350,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。平成27年度に近鉄と本市が共同で実施した「近鉄エリアキャンペーン」及び、それらのノウハウを基に平成28年度より実施している「豪商のまち松阪キャンペーン」は、着地型旅行商品等の造成や着地側でのイベント企画等により、観光客増加に寄与したことから、本業務では、引き続き同様のキャンペーンを実施することで、誘客促進を図るものである。尚、本業務の実施にあたっては、上記のキャンペーンのノウハウを有する運輸事業者、また、本市の観光振興の中心的組織である松阪市観光協会等で構成する組織等と契約をすることで、行政だけでなく、地域と一体となった事業展開を図ることが重要であることから、同機能を有する「豪商のまち松阪プロモーション実行委員会」と契約を締結しようとするものである。	無	イベント中止による変更契約あり
観光情報等テレビ番組制作及び放送広告	2.7.1	三重テレビ放送株式会社	550,000	550,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。当該広告は、三重テレビ番組「ええじゃないか。」での放送を行い、松阪市の観光情報等を発信することを目的とするため。	無	
WEBマガジン「OTONAMIE」広告掲載	2.7.10	壽印刷工業株式会社	1,237,500	1,163,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。WEBマガジンへの広告掲載であり、特定の業者と契約しなければ契約の目的を達成できず、その性質または目的が競争入札に適しないものであるため壽印刷工業株式会社と契約する。	無	
インスタグラムWeb広告配信(#go_to_matsusakaインスタグラムキャンペーン)	2.7.21	株式会社アド近鉄伊勢支店	572,000	572,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による。当業務は、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した観光業界を支援することを目的とした誘客キャンペーンの広告であり、日本政府による#Go To Travelキャンペーン開始に合わせて実施することで高い効果が期待できる。早急に業務を遂行できる業者と契約する必要があるため、実績のある業者と契約する。	無	

松阪市観光PR特設サイト追加ページ制作・追加機能構築業務	2.10.5	株式会社流行発信	710,000	710,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。本事業は、本市の既存のホームページに増築する形で本市の施設情報ページの作成、魅力的な写真掲載ページの作成等を行うことにより、サイトの充実を図り、松阪観光のイメージアップ、誘客の向上を目指す。当該は本市の既存のホームページの増築であるため、かねてより依頼していた同社と契約する。	無	
松阪市観光PR特設サイト動画掲載ページ制作業務	2.10.12	株式会社流行発信	855,800	855,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。本事業は、本市の既存のホームページに増築する形で「松阪の逸品」特設ページを制作し、企画の認知を図るとともに市制作動画「ウチの逸品」のPR、松阪観光のPRを行い、誘客の向上を目指す。当該は本市の既存のホームページの増築であるため、かねてより依頼していた同社と契約する。	無	
文化施設紹介多言語ホームページ増築業務委託	2.11.11	株式会社夢や	639,650	639,650	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。本事業は、松阪市観光協会の既存のホームページに増設する形で外国語で文化施設(松坂城跡、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅)を紹介するホームページを作成することにより、本市への外国人観光客の誘客の促進、また本市の経済効果を高めることを目指す。当該業務は、松阪市観光協会の既存のホームページの増設であるため、かねてより依頼していた同社と契約する。	無	
松阪市観光PRポスター印刷	3.2.9	株式会社アド近鉄伊勢支店	770,000	770,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。松阪市観光PRポスター公募型コンペ審査委員会の決定により、株式会社アド近鉄伊勢支店と契約する。	無	
松阪公園雪洞・行灯・投影機 補修・取付・撤去・保守等業務委託	3.3.1	有限会社昭光堂	517,000	506,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。既存の木製雪洞本体を保有し、新たに作製する必要がないことから契約する。	無	